

レンタカー事故発生時の免責額改正について

昨年秋よりレンタカーサービスを開始して約1年が経過しました。その間多くの卒業生様に利用していただき、ご友人との楽しいドライブのお話などをたくさん頂いております。

ただ、残念なことに物損事故や使用不適による故障が多く発生しており廃車となってしまった事案もありました。一度事故や故障が発生すると長期間の修理が必要となり、後日貸し出す予定だったお客様に、実際に予約のキャンセルをお願いするなど、多大なご迷惑をお掛けしております。

つきましては、事故が発生した際のお客様の免責負担金額を、誠に勝手ながら10月1日以降の貸し出し分から下記の通り、

「交通事故または故意の破損や故障により修理が必要となった場合、修理費用と休業補償等で最大15万円を徴収する」

こととさせていただきます。今まで以上に事故等に十分注意してご利用いただきたくお願い申し上げます。

麻生自動車学校レンタカー